

地方独立行政法人新小山市市民病院職員給与規程

平成25年4月1日

規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人新小山市市民病院職員就業規則（平成25年規程第1号。以下「就業規則」という。）の規定に基づき、職員（非常勤職員を除く。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、役職資格等手当、調整手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表)

第3条 給料表は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 総合職給料表（別表第1）

(2) 一般職給料表（別表第2）

(3) 医療職給料表（別表第3）

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(4) 技能労務職員給料表（別表第4）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき級別職務分類の内容は、理事長が定める。

(昇給の基準)

第4条 理事長は、前項第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとに規程で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規程で定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員の昇給は、規程で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（総合職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（総合職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規程で定める。
- 10 地方独立行政法人新小山市民病院再雇用職員就業規程（平成25年規程第 号）により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、前条1項各号給料表の再任用職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 再雇用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、定められたその者の勤務時間を就業規則第37条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給料の支給）

第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、その月の15日とする。ただし、同日が次の各号に掲げる日のいずれかに当たる場合は、当該各号に掲げる日とする。

(1) 休日（次号に定めるものを除く。）又は土曜日 14日

(2) 休日で、かつ、月曜日 12日

(3) 日曜日 13日

3 理事長は、災害その他特別の事情によりその必要を認めたときは、前項の支給日を変更することができる。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から地方独立行政法人新小山市市民病院職員勤務時間規程（平成25年規程第 号。以下「勤務時間規程」という。）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与からの控除）

第6条の2 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(1) 地方独立行政法人新小山市市民病院職員共済会の掛金その他当該団体が実施する事業に係るもの

(2) 団体取扱契約に係る生命保険及び損害保険の保険料

(3) 職員労働組合の組合費その他当該団体が徴収するもの

(4) 栃木県市町村職員共済組合の貯金その他当該団体が実施する事業に係るもの

(5) 職員相互間の親睦会の会費

(給料の調整額)

第7条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して、著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第7条の2 理事長は管理又は監督の地位にある職員のうち、規程で指定するもの(以下「管理職員」という。)についてその特殊性に基づき給料月額につき適正な管理職手当定額表を定めることができる。

2 前項の管理職手当定額表に定める管理職手当の額は、管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養をうけているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障がい者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については

13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき

6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって

終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第9条の2 地域手当は、職員の在勤する地域における他の民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規程で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち他の民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる規程で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の6

(2) 2級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規程で定める。

第9条の3 前条第1項の規程で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として規程で定める場合に限る。）において、当該異動（以下この項において単に「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいい、規程で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で規程で定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が前条第1項の規程で定める地域に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（住居手当）

第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規程で定める職員を除く。）

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規程で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（当該額が16,000円を超えるときは16,000円）に相当する額に11,000円を加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道

2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規程で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規程で定める職員にあっては、その額から、その額を規程で定める割合を乗じて得た額

を減じた額)。ただし、4輪の自動車を使用する職員のうち使用距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満である場合は3,500円、4キロメートル以上である場合は3,500円にその増加距離が2キロメートル未満増すごとに1,100円を加算した額（その額が44,200円を超えるときは44,200円）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である職員 2,600円

ロ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
4,100円

ハ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
6,500円

ニ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
8,900円

ホ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
11,300円

ヘ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
13,700円

ト 片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
16,100円

チ 片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
18,500円

リ 片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
20,900円

ヌ 片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
21,800円

ル 片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
22,700円

ヲ 片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
23,600円

ワ 片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規程で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規程で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規程で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当

に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（規程で定める通勤手当にあつては、規程で定める期間）に係る最初の月の規程で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規程で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規程で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規程で定める。

(単身赴任手当)

第10条の2 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（規程で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規程で定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規程で

定める額を加算した額)とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると思えられるものとして規程で定める職員には前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

(特殊勤務手当)

第11条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額及び支給方法は、別に規程で定める。

(給与の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間規程第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間規程第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、勤務時間規程第12条、第13条及び第14条に規定する年次休暇、病気休暇又は特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に

規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（再雇用短時間勤務職員にあつては、38時間45分。以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（規程で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規程で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間規程第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規程で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規程で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第14条 祝日法による休日等(勤務時間規程第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同規程第9条に規定する祝日法による休日が同規程第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規程で定める日)及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与に100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規程で定める日において勤務した職員についても同様とする。

(役職資格等手当)

第14条の2 次の各号に掲げる職ある者で役職資格等のあるもの役職資格等手当を支給し、その額は当該各号に定めるものとする。

(1) 主任看護師 月額 5,000円

(2) 認定看護師 月額 5,000円

(3) 看護補助者

ア ヘルパーの資格を有する者 月額 3,000円

イ 介護福祉士の資格を有する者 月額 4,000円

ウ 准看護師の資格を有する者 月額 5,000円

(4) 医療事務作業補助者 月額 5,000円

(調整手当)

第14条の3 新たに職員になった者等において、各種手当の支給によっても、従前の職における待遇又は部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合は、調整手当を支給することができる。

2 調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(端数計算)

第15条の2 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与の算出)

第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから当該年度における同規程第9条に規

定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同規程第3条に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間に乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回について、次のとおり支給するものとし、必要な事項は、規程で定める。

区分	平常	年末年始
医師	22,000円	35,000円
看護師及びその他の職員	9,000円	18,000円

※看護師には准看護師を含む。

（管理職員特別勤務手当）

第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づき週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休暇等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規程で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規程で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（時間外勤務手当等に関する規定除外）

第16条の4 第13条から第15条までの規定は、管理職員及び医師たる職員には、適用しない。

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給す

る。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条の規定により失職し、又は死亡した職員（第18条第7項の規定の適用を受ける職員及び規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（総合職給料の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの（規程で定めるものを除く。第17条の4において「管理監督職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 総合職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難

及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規程で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規程で定める。

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第57条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）でその離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第17条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はそ

の者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規

程で定める。

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条の規定により失職し、又は死亡した職員（規程で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（管理監督職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5（管理監督職員にあつては、100分の42.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第17条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第17条の4第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第17条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準

日（第17条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（再雇用職員についての適用除外）

第17条の5 第8条、第9条、第9条の3、第9条の4及び第10条の2の規定は、再雇用職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第17条の6 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、調整手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規程で定める。

（休職者の給与）

第18条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額）を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間（就業規則第14条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及

び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 就業規則第13条第1項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規程で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第17条の2及び第17条の3の規定を準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは、「第18条第7項」と読み替えるものとする。

（専従休職者の給与）

第18条の2 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の間は、いかなる給与も支給しない。

（口座振替による給与の支給）

第18条の3 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

（委任）

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、施行規程で定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500

24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	

53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		

82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700			
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400			
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100			
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600			
86	239,700	294,800	343,200	383,900				
87	240,400	295,100	343,700	384,500				
88	241,100	295,500	344,200	385,100				
89	241,900	295,800	344,600	385,800				
90	242,400	296,200	345,100	386,400				
91	242,900	296,600	345,600	387,000				
92	243,400	297,000	346,100	387,600				
93	243,700	297,100	346,300	388,300				
94		297,500	346,800					
95		297,900	347,300					
96		298,300	347,800					
97		298,500	347,900					
98		298,900	348,400					
99		299,300	348,900					
100		299,700	349,400					
101		299,900	349,700					
102		300,300	350,100					
103		300,700	350,500					
104		301,100	350,900					
105		301,300	351,400					
106		301,600	351,800					
107		302,000	352,200					
108		302,400	352,600					
109		302,600	353,100					
110		303,000	353,500					

111		303,400	353,900						
112		303,700	354,200						
113		303,800	354,700						
114		304,200							
115		304,600							
116		305,000							
117		305,200							
118		305,500							
119		305,800							
120		306,100							
121		306,500							
122		306,800							
123		307,100							
124		307,400							
125		307,800							
再雇 用職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する他の給料表の適用を受けない常勤の職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

一般職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	115,700	172,800	207,300	243,600
	2	116,700	174,500	209,100	245,600

再雇用職員以外の職員

3	117,600	176,200	210,900	247,400
4	118,500	177,900	212,600	249,400
5	119,500	179,400	214,100	251,300
6	120,200	181,000	215,900	253,300
7	121,100	182,700	217,700	255,200
8	122,100	184,400	219,300	257,200
9	123,100	186,000	220,900	259,100
10	123,800	187,700	222,700	261,100
11	124,800	189,400	224,400	263,100
12	125,700	191,100	226,100	265,000
13	126,200	192,600	227,800	267,000
14	127,200	194,300	229,600	268,900
15	128,300	196,100	231,200	270,900
16	129,300	197,900	232,900	272,800
17	130,300	199,600	234,600	274,800
18	131,400	201,400	236,500	276,700
19	132,400	203,200	238,300	278,700
20	133,400	204,900	240,200	280,600
21	134,400	206,500	241,900	282,600
22	135,700	208,300	243,700	284,500
23	136,900	210,000	245,500	286,500
24	138,200	211,800	247,200	288,400
25	139,400	213,300	249,000	290,300
26	140,800	215,000	250,800	292,300
27	142,200	216,600	252,500	294,200
28	143,600	218,200	254,300	296,200
29	144,900	219,600	256,100	298,000
30	146,200	221,000	257,800	300,000
31	147,600	222,400	259,600	301,900
32	149,000	223,800	261,400	303,900

	33	150,300	225,200	263,000	305,500
	34	152,800	226,600	264,700	307,300
	35	155,300	228,000	266,500	309,300
	36	157,700	229,500	268,300	311,200
	37	160,200	230,700	269,800	313,000
	38	161,800	232,200	271,500	314,900
	39	163,400	233,700	273,200	316,700
	40	164,900	235,200	274,900	318,600
	41	166,300	236,500	276,600	320,300
	42	168,000	237,800	278,200	322,100
	43	169,700	239,100	279,800	323,900
	44	171,400	240,400	281,400	325,600
	45	172,800	241,600	283,000	327,000
	46	174,200	242,900	284,500	328,400
	47	175,600	244,200	286,100	329,800
	48	177,000	245,500	287,700	331,200
	49	178,200	246,700	288,900	332,800
	50	179,400	247,800	290,400	333,600
再雇用職員		144,900	172,800	207,300	243,600

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する常勤の看護補助職及び医師事務補助職等の職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

（ア） 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用		円	円	円	円

職員以外の職員	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500

30	337,400	408,900	463,800	526,300
31	339,800	411,000	466,100	528,100
32	342,200	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800

59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	527,300	
77		472,700	528,100	
78		473,300	529,000	
79		473,900	529,900	
80		474,500	530,800	
81		475,100	531,600	
82		475,700	532,500	
83		476,300	533,400	
84		476,900	534,300	
85		477,400	535,100	
86		478,000	536,000	
87		478,600	536,900	

	88		479,200	537,800	
	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再雇用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する常勤の医師に適用する。

(イ) 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500

11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700

40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		

69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000
86		291,900	328,500	350,300	
87		292,100	328,800	350,700	
88		292,300	329,200	351,100	
89		292,700	329,600	351,500	
90		292,900	330,000	351,900	
91		293,100	330,400	352,300	
92		293,300	330,800	352,600	
93		293,700	331,300	353,000	
94		293,900	331,600	353,400	
95		294,100	332,000	353,800	
96		294,400	332,400	354,100	
97		294,800	332,600	354,600	

98		295,100	333,000	355,000				
99		295,400	333,400	355,400				
100		295,700	333,800	355,800				
101		296,000	334,000	356,300				
102		296,300	334,400	356,700				
103		296,600	334,800	357,100				
104		296,900	335,000	357,500				
105		297,200	335,100	358,000				
106			335,500					
107			335,900					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					
111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					
再雇 用職 員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する常勤の薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士及び社会福祉士に適用する。

(ウ) 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇		円	円	円	円	円	円	円

用職	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
員以	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
外の	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
職員	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600

30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	

59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	

88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		

117	297,200	329,100	363,800				
118	297,500	329,500	364,300				
119	297,800	329,900	364,800				
120	298,200	330,300	365,300				
121	298,500	330,500	365,700				
122	298,900	330,900	366,200				
123	299,300	331,300	366,700				
124	299,700	331,700	367,200				
125	299,900	331,900	367,600				
126	300,200	332,200					
127	300,600	332,600					
128	301,000	332,900					
129	301,200	333,000					
130	301,600	333,400					
131	302,000	333,800					
132	302,400	334,200					
133	302,600	334,500					
134	303,000	334,900					
135	303,400	335,300					
136	303,800	335,700					
137	304,000	336,000					
138	304,300	336,400					
139	304,700	336,800					
140	305,100	337,200					
141	305,300	337,500					
142	305,700	337,900					
143	306,100	338,300					
144	306,400	338,700					
145	306,500	339,000					

146	306,900	339,400						
147	307,300	339,800						
148	307,700	340,200						
149	307,900	340,500						
150	308,200	340,900						
151	308,500	341,300						
152	308,800	341,700						
153	309,200	342,000						
154	309,500							
155	309,700							
156	310,000							
157	310,400							
158	310,700							
159	311,000							
160	311,300							
161	311,700							
162	312,000							
163	312,300							
164	312,600							
165	313,000							
166	313,300							
167	313,600							
168	313,900							
169	314,300							
再雇用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700	

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する常勤の保健師、助産師、看護師及び
准看護師に適用する。

別表第4（第3条関係）

技能労務職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	115,700	172,800	207,300	243,600
	2	116,700	174,500	209,100	245,600
	3	117,600	176,200	210,900	247,400
	4	118,500	177,900	212,600	249,400
	5	119,500	179,400	214,100	251,300
	6	120,200	181,000	215,900	253,300
	7	121,100	182,700	217,700	255,200
	8	122,100	184,400	219,300	257,200
	9	123,100	186,000	220,900	259,100
	10	123,800	187,700	222,700	261,100
	11	124,800	189,400	224,400	263,100
	12	125,700	191,100	226,100	265,000
	13	126,200	192,600	227,800	267,000
	14	127,200	194,300	229,600	268,900
	15	128,300	196,100	231,200	270,900
	16	129,300	197,900	232,900	272,800
	17	130,300	199,600	234,600	274,800
	18	131,400	201,400	236,500	276,700
	19	132,400	203,200	238,300	278,700
	20	133,400	204,900	240,200	280,600
	21	134,400	206,500	241,900	282,600
22	135,700	208,300	243,700	284,500	

23	136,900	210,000	245,500	286,500
24	138,200	211,800	247,200	288,400
25	139,400	213,300	249,000	290,300
26	140,800	215,000	250,800	292,300
27	142,200	216,600	252,500	294,200
28	143,600	218,200	254,300	296,200
29	144,900	219,600	256,100	298,000
30	146,200	221,000	257,800	300,000
31	147,600	222,400	259,600	301,900
32	149,000	223,800	261,400	303,900
33	150,300	225,200	263,000	305,500
34	152,800	226,600	264,700	307,300
35	155,300	228,000	266,500	309,300
36	157,700	229,500	268,300	311,200
37	160,200	230,700	269,800	313,000
38	161,800	232,200	271,500	314,900
39	163,400	233,700	273,200	316,700
40	164,900	235,200	274,900	318,600
41	166,300	236,500	276,600	320,300
42	168,000	237,800	278,200	322,100
43	169,700	239,100	279,800	323,900
44	171,400	240,400	281,400	325,600
45	172,800	241,600	283,000	327,000
46	174,200	242,900	284,500	328,400
47	175,600	244,200	286,100	329,800
48	177,000	245,500	287,700	331,200
49	178,200	246,700	288,900	332,800
50	179,400	247,800	290,400	333,600
51	180,700	249,000	291,900	334,800
52	181,900	250,200	293,400	335,700

53	183,200	251,200	295,000	336,500
54	184,400	252,500	296,400	337,500
55	185,600	253,700	297,900	338,500
56	186,800	254,900	299,400	339,500
57	187,900	256,000	300,800	340,300
58	189,100	257,000	301,900	341,000
59	190,300	258,000	303,000	341,600
60	191,500	259,100	304,200	342,300
61	192,700	260,200	304,900	342,800
62	193,700	261,100	305,700	343,300
63	194,700	262,000	306,500	344,000
64	195,700	263,000	307,200	344,600
65	196,800	263,700	308,100	345,000
66	197,800	264,500	308,500	345,600
67	198,700	265,400	309,300	346,300
68	199,600	266,200	310,000	346,900
69	200,400	267,100	310,800	347,400
70	201,300	267,900	311,400	348,100
71	202,100	268,600	312,100	348,700
72	203,100	269,400	312,700	349,400
73	203,900	270,100	313,200	349,800
74	204,800	270,600	313,700	350,500
75	205,800	271,100	314,300	351,100
76	206,700	271,500	314,900	351,800
77	207,400	271,600	315,100	352,100
78	208,400	272,000	315,600	352,700
79	209,300	272,200	316,100	353,300
80	210,300	272,500	316,500	353,800
81	211,100	272,700	316,900	354,300
82	211,800	273,000	317,400	354,800

83	212,600	273,400	317,800	355,400
84	213,300	273,700	318,300	356,000
85	214,000	273,900	318,800	356,500
86	214,700	274,200	319,200	357,100
87	215,300	274,500	319,700	357,600
88	216,000	274,900	320,200	358,200
89	216,700	275,100	320,500	358,800
90	217,500	275,500	321,000	359,400
91	218,200	275,900	321,500	360,000
92	219,000	276,300	321,900	360,500
93	219,600	276,400	322,100	361,200
94	220,300	276,700	322,600	361,900
95	220,900	277,100	323,000	362,600
96	221,600	277,500	323,500	363,300
97	222,300	277,700	323,600	364,000
98	223,000	278,000	324,100	364,700
99	223,600	278,400	324,500	365,400
100	224,300	278,800	325,000	366,100
101	225,000	279,000	325,300	366,800
102	225,500	279,300	325,600	367,500
103	225,900	279,700	326,000	368,200
104	226,400	280,100	326,400	368,900
105	226,700	280,300	326,900	369,600
106		280,500	327,200	370,300
107		280,900	327,600	371,000
108		281,300	328,000	371,700
109		281,500	328,400	372,400
110		281,800	328,800	373,100
111		282,200	329,200	
112		282,500	329,500	

	113		282,600	329,900	
	114		283,000		
	115		283,300		
	116		283,700		
	117		283,900		
	118		284,200		
	119		284,400		
	120		284,700		
	121		285,100		
	122		285,400		
	123		285,700		
	124		285,900		
	125		286,300		
再任用 職員		172,800	198,500	239,500	258,400

備考 この表は、新小山市民病院に勤務する常勤の労務主事、
技能主事及び業務主任に適用する。